教 室 参 加 規 約

本規約は、「スポーツコミュニティよこすか」が主催及び運営管理する教室の利用に関して定めるものです。

第 1 条（主　　催）　スポーツコミュニティよこすか（横須賀市から委任された体育会館指定管理者です）

第 2 条（名　　称）　スポーツコミュニティよこすかスイミングスクール・フィットネス＆スポーツスクール・ジョギング拠点自主事業のことを総称し、 自主事業教室（以下「教室」といいます）と称します。

第 3 条（目　　的）　教室を通じ、参加者の心身の健康維持・増進させるとともに、豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的とします。

第 4 条（参 加 資 格）　次の各号に適合する方とします。
●教室の目的と趣旨に賛同し、施設利用規程、その他の規則を守れる方
●健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
●心臓病、重症高血圧（180/100mmH 以上）、伝染性皮膚病、精神病及び第 11 条に関する疾患のない方
●本規約に同意し、教室が定める条項を遵守できる方
●その他主催者が不適当（暴力団関係者・反社会的勢力・他に支障をきたす者等）と判断した以外の方
●参加は、教室参加規約の同意、教室参加費の支払いによります

第 5 条（個 人 情 報 保 護）　お預かりした個人情報は教室の管理運営のみに使用し、安全・適切に扱います。

第 6 条（教 室 内 容）　各教室の内容・種別・日程については別に定めます。

第 7 条（参　　加　　費）　教室別に定めます。別紙をご参照ください。納入された参加費はいかなる理由においても返還いたしません。但し教室開催月以前に中止になった場合は返還いたします。

第 8 条（主催者の責任・義務）　主催者は参加者の安全と健康を最優先に教室指導を行うものとします。 また参加者は、自己（未成年者の場合は保護者）の責任と危険負担において、他の参加者とも協調し、教室に参加するものとします。

第 9 条（主 催 者 の 免 責）　主催者は教室利用中において発生した盗難・怪我その他の事故について、故意または重過失がない限り、一切の賠償責任を負わないものとします。参加者同士の事故、館外における事故についても同様とします。但し、救急処置・応急処置・連絡は 行います。

第１０条（参加者の責任・義務）　参加者は教室開催中において、指導員の指示に従うものとします。参加者が教室の利用に関して、主催者・他の参加者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。参加者は自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとします。参加者は以下の症状に該当する場合はレッスンに参加しないこと。
①安静時脈拍が 110 拍/分以上、または 50 拍/分以下
②いつもと異なる脈の不整がある
③体調不良などの自覚症状がある
参加者は医師から運動を控える指示があった場合は、速やかに主催者に連絡し、医師の許可がおりるまで参加を控えることとします。

第１１条（参加見合わせ基準）　主催者は参加者の安全と健康を最優先に教室指導を行うため、以下に該当される方の参加を認めません。
●脳卒中を最近６ヶ月以内に起こした方
●慢性閉寒性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫など）息切れ、呼吸困難がある
●糖尿病で重篤な合併症（網膜症、腎症）がある
●急性期の関節痛、関節炎、腰痛、神経症状がある
●プログラムへの参加によって、健康状態が急変あるいは悪化する危険性がある
以下に該当する方は医師の許可がないと参加を認めません。
●心臓病疾患　●不整脈　●狭心症　●てんかん　●熱性けいれん

第１２条（閉鎖・利用制限）　主催者は、次の各号に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部閉鎖、または利用制限を行う場合があります。
●天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
●気象・災害・警報・注意報等により、安全に営業を行うことができないと主催者が判断したとき
　警報においては警戒レベル４以上、また市内の小中学校が全校休校の場合など
●本施設の改修・補修・点検等やむを得ないとき
●本施設の主催する特別行事を開催するとき
●法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき

第１３条（ 規 約 の 変 更 ）　本規約の内容は変更になる場合があります。参加者はこの事をあらかじめ承諾するものとします。

第１４条（細　　則）　本規約に定めていない事項や業務上必要と認められる事項は主催者がこれを定めます。

SPORTS COMMUNITY YOKOSUKA
スポーツコミュニティよこすか